

撮影許可申請書

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費
不正請求に関する調査特別委員会委員長 殿

報道機関名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先(Tel) _____

羽曳野市議会委員会傍聴要綱第6条の規定のとおり

令和 年 月 日開催の阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所
給付費不正請求に関する調査特別委員会の会議場での録音・撮影の許可を以下の
とおり申請します。

使用目的

()

使用機器と台数

()

撮影者の人数 _____名

※裏面も必ずご確認ください

※撮影にあたって傍聴人の守るべき事項

羽曳野市議会委員会要綱第5条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、下記に掲げる事項を遵守すること。

記

1. 照明の利用（フラッシュ撮影を含む）については、周囲に配慮すること。
2. 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する指定位置とし、みだりに移動しないこと。
3. 他の傍聴人を写さないこと。
4. 休憩中における撮影は行わないこと。
5. 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
6. 目的外に使用しないこと。
7. 各自用意した腕章等を着用すること。
8. その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、委員長及び議会事務局員職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、本許可を取り消す場合があります。

なお、許可を取り消した場合には、当該写真及び録音・撮影データを破棄していただきます。

また、次回以降の申請を不許可とする場合があります。

☐ 上記の内容を全て確認し、同意します。（レ点チェック）

市議会記入欄

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査特別委員会での録音・撮影を、

許可します ・ 不許可とします

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費
不正請求に関する調査特別委員会委員長

令和 年 月 日